

平成30年第10回農業委員会議事録

平成30年10月25日

長瀬町農業委員会

平成30年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年10月11日
開催年月日 平成30年10月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 13時52分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
4	中川 知久	13	鈴木 誠
5	野原 新平		
6	高橋 満		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦		第1区域 中井 孝志
8	村田 茂		第4区域 齊藤喜久夫
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員 な し

○欠席委員

3	福島美知子	第2区域	高田 幸好
		第3区域	染野 亘志

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。お天気のいい、本当にお忙しい中をご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ことは、日照不足ということで、大分野菜が高騰していると。直売所でも幾らだといって、今までのあれからすると、出荷なんかしていますと、骨折ってもなかなか思うような収入が上がらないと。今が高値でいけば農家の人が潤うんじゃないかなというふうな感じがします。本当に不順な天気ですね、農家も大変ですけれども、頑張りたいと思います。

それから、この間19日でしたか、長瀬幼稚園の芋掘りに出席してきました。これは、前委員の瀬能さんと中井さんが長くずっといろいろ面倒を見てもらっている。前は委員会とか事務局では取り上げなかったんですけれども、委員の中からもいろいろ、お骨折りいただいているということで、我々も一緒に行って園児と一緒に掘ってこれました。本当に最近の子供たちというのは、土なんていじったことないような子供が多くて、本当に楽しく元気よくやって、手で掘っていい感じでした。これも、本当に中井さん長くやっていてありがとうございます。今度ある程度委員会のほうでもほかの委員の方にも出席いただいて取り上げたいような意見を持っていますので、改めてまたご審議を願いたいと思います。

きょうはひとつよろしくをお願いします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほうよろしく願
いいたします。

座って失礼します。

ただいまの出席委員は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届は、福島委員と高田推進委員、染野推進委員より欠席の報告
がございました。よろしく願います。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないと認めます。よって、議事録署名人に7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂
委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

11月11日、湘南地域耕作放棄地対策部会が視察に訪れ、長瀬町農業委員会で運用している
空き家に付随した農地の別段面積の取り扱いについて事務局が説明を行いました。

また、先ほど申し上げました10月19日に、長瀬幼稚園でございます。芋掘り収穫体験が行
われ、中井推進委員と参加いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第4条番号1、——氏より取得の申請があった長屋住宅敷地への転用について審
議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、次第を1枚おめぐりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第4条番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、_____、_____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字_____、_____、地目はどちらとも田、面積は上から479、495、合計974平方メートルの2筆です。転用の目的は、長屋住宅敷地になります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、長瀬町役場の北東約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、この先高齢により休耕地となることを懸念し、土地有効活用を思考していました。そこで、土地の有効活用として長屋住宅建築を計画いたしました。申請地は、0.5キロメートル圏内に秩父鉄道野上駅、保育園、コンビニがあり、1キロメートル圏内にはスーパー、医院と生活環境が整っているので、長屋住宅の需要が見込まれると考えましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図もあわせてごらんください。土地造成は、974平方メートルです。建築物は、長屋住宅1棟（木造2階建て、メゾネットタイプ6部屋）、建築面積は210.61平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となります。

次に、資金計画ですが、_____という
_____という
ことをございます。現在お返ししています申請書に、_____も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、役場から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中6号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

なお、本日高田推進委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。

10月15日に、坂上委員と高田推進委員と事務局の私、村田で現地確認を行いました。高田

推進委員からは、今回の農地転用に当たり特に問題はないと思いますとの意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長 続いて、農業委員の説明を行います。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○9番坂上良資委員 9番、坂上です。

先日15日、事務局の村田さんと高田推進委員さんと私で現地へ確認へ行ってまいりました。別に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 坂上良資委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもって質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議いたします。

農地法第5条番号1、——氏所有の農地を——氏が従業員駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第2号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——
——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、地目は畑、面積は

161平方メートルの1筆です。転用の目的は、従業員用駐車場で、追認となります。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、宮沢集落農業センターの南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、業務の拡大に伴い人員を増強しました。従業員が増加したことにより通勤車両も増加したため、既存駐車場のみでは不足なので第2駐車場が必要となりました。なお、農地転用の許可を得ずに利用していたことは大変申しわけありませんでした。今後も同様に使用したいので、この機会に適法になるよう是正したいと思い、申請いたしますということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図、現況写真もあわせてごらんください。土地造成が、161平方メートルとなります。本件は追認のため、新たに費用は発生いたしません。現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の普通地域にあり、町道野上下郷13号線、町道野上下郷19号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

なお、本日高田委員は欠席のため、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

10月15日に、野村委員と高田推進委員と事務局で現地確認を行いました。高田推進委員からは、今回の農地転用に当たり、従業員がふえることはよいことです。特に問題はないと思いますとの意見をいただきましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長 続いて農業委員の説明を行います。

1番、野村五郎委員の説明をお願いします。

○1 番野村五郎委員 1 番、野村です。

15日、事務局の村田さんと高田さんで現地を見てまいりました。現地はもう駐車場に完備されておりました。前は草花や植木が植わったんですけれども、しょうがないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 野村五郎委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条番号2、———氏の農地を———
—氏が資材置き場、駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 次第のほうをまた1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———
———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字———、地目は畑、面積は585平方メートルの1筆です。転用の目的は、資材置き場、駐車場で、追認となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬第一小学校の北西100メートルの場所でございます。

次に、申請の事由ですが、資材置き場及び駐車場を探していたところ、土地の所有者の方に協力していただけることになりました。当該土地は本社から近く、作業上にも適しているため、選定に至りました。なお、農地転用の許可を得ずに利用していたことはまことに申しわけございませんでした。このたび使用している土地を譲り受けることになり、農地転用許

が必要であることを知り、早急に許可申請することになりましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図、現況写真をあわせてごらんください。土地造成が、585平方メートルとなります。なお、本件は追認のため、新たに費用は発生しません。現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。

次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬・玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線23号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

16日に、事務局の村田さんと、それから小菅委員と3人で現地へ行ってきました。事務局の説明のとおりで、駐車場と資材置き場にもう20年ぐらい前から使っていたようです。以上です。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて農業委員の説明を行います。

7番、小菅辰彦委員の説明をお願いします。

○7番小菅辰彦委員 小菅です。

先週の16日に、中井委員と村田さんとで現地を見にいきました。場所は、長瀬第一小学校の大体ちょうど裏側なんですけれども、町道に面したところで、それこそ面していて途中の地形はちょっと細長くなっているんですけれども、現在ここは見にいってきましたところ、資材置き場として今利用しているみたいなんですけれども、それこそ土地の裏側は畑になっていまして、資材置き場としては別に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 小菅辰彦委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございます。11月の委員会は、26日月曜日午後1時30分から行いたいと思います。

なお、委員会終了後、2時30分から農振協議会を開催する予定になっております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、11月26日月曜日午後1時30分からとします。

なお、農振協議会につきましては、農業委員の皆さんはあわせて出席をお願いします。

事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用の許可の状況でございます。農地法第5条の5件は、平成30年10月17日付で許可となっております。

以上となります。

○議長 これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時52分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年10月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 菅 辰 彦

署名委員 村 田 茂